

## 委託契約書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、広島市高校生短期留学プログラム委託業務の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託内容）

第1条 発注者は、別紙仕様書に定める、広島市高校生短期留学プログラム委託業務の実施に係る業務を受注者に委託する。

### （委託期間）

第2条 委託期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

### （委託料）

第3条 委託料は、金 円とする。（内取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### （調査等）

第4条 発注者は、必要があると認めたときは、委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査することができる。

2 発注者は、前項の調査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

### （報告の義務等）

第5条 受注者は、別紙仕様書に定める業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちに理由を付した書面を提出しなければならない。

### （検査）

第6条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に業務完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

### （委託料の支払い等）

第7条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

### （契約の解除）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) 受注者が、この契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

2 受注者は、前項各号の規定による契約の解除により損害をうけることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

3 受注者は、第1項各号の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。

(解除後の処理)

第9条 受注者は、前条の規定により契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相当する委託料相当額を受注者に支払うものとする。

3 受注者は、前項の委託料相当額の確定の日から10日以内に当該委託料相当額の支払の請求を行うものとし、発注者は、当該請求のあった日から30日以内に当該委託料相当額を支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 受注者は契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結の日までに納付するものとする。

2 広島市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することができる。

3 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

4 契約保証金には、利息を付けない。

5 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第8条第1項の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるときは、発注者は当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(指導及び助言)

第11条 受注者は、発注者から要望があったときは、別紙仕様書に掲げる業務推進に係わる必要な指導及び助言を行うものとする。

(守秘義務)

第12条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(約款に定めのない事項)

第13条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者、受注者協議の上、これを定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松 井 一 實

受注者 所在地  
名 称  
代表者

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務

を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。